

令和6年9月10日

令和6年

上毛町農業委員会9月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会9月期定例総会議事録

1.日 時 令和6年9月10日（火） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 19名

欠席委員 3名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古 原 修	○	15番	水 嶋 久 夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢 岡 洋	○
3番	河津 圭一	欠	17番	前田辰次郎	欠
4番	別府 義一	○	18番	八ツ 繁 秀也	○
5番	熊谷由美子	○	19番	磯 田 三 好	○
6番	坪根 和男	○	20番	谷 上 重 行	○
7番	久保 博文	○	21番	松 川 清	○
8番	宮秋 伸一	欠	22番	山 本 直 子	○
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	○			
11番	常慶 崇裕	○			
12番	久元ますみ	○			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 野 添 雄 二 ○
林 充 彦 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

5.その他

- ・農地パトロールについて
- ・次回日程 10月10日(木)

会議の経過

令和6年9月10日(火)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会9月期定例総会を開催いたしましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中ご出席くださいます、誠にありがとうございます。

本日は、河津委員、宮秋委員、前田委員から欠席の連絡がありました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から9月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員を指名いたします。

議席4番別府委員、議席5番熊谷委員を指名いたします。

よろしくお願いします。

それでは議案の審議に入ります。

議案第64号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 それでは資料の2ページをお願いします。

議案第64号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権20件、使用貸借権7件でございます。

賃貸借分ですが、期間は3年、4年、5年、6年、10年となっています。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が32,572㎡です。

筆数は20筆で貸し手10名、借り手10名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当10,000円から17,000円、現物では60kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は4年、5年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が6,639㎡です。

筆数は7筆で、貸し手4名、借り手4名となっております。

次のページに利用権設定等各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、5ページの農業経営基盤強化促進法第18条調書のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第64号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第65号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 はい、それでは資料の6ページをお願いします。

議案第65号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字緒方551番、560番1、地目は田で、面積は計2,197㎡です。

譲渡人は北九州市の〇〇さんで、譲受人は大字緒方の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、11,094㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しております。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

農地の位置図、箇所図は8ページ、9ページのとおりです。

申請農地は大字緒方地内の整備田及び未整備田でございます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、宮秋委員が地区担当委員となっておりますが、今日は欠席ですので事務局説明をおねがいします。

事務局 はい。委員の方から特に問題点についてはお聞きしておりません。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致(賛成多数)により議案第65号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。
その他について事務局からお願いします。

事務局 はい。それでは、その他につきまして事務局の方からご説明させていただきます。
別綴じになっております資料「令和6年度農地パトロールの進め方」の方をご覧ください。
農地パトロールにつきましては、農地の利用状況調査として毎年8月頃を重点実施時期として設定しているところですが、今年度は農業委員会の改選が行われたこともあり、時期を改めて実施させていただくものでございます。
ここから資料に沿ってすすめさせていただきます。
令和6年度 農地パトロールの進め方でございます。
担当地区ですが、農地法関連の担当地区とは別に、一枚めくっていただきますと農地パトロール担当地区割表(案)というものをお付けさせていただいております。
農業委員さん、推進委員さん、皆様に担当地区をもっていただきましてそちらについて農地パトロールを実施していただくという割当案にさせていただいております。
次に重点項目ですが、令和6年度は再生利用が困難な農地の把握と非農地判断、こちらを重点的に実施する計画としております。
そのスケジュールでございますが、委員による現地確認、こちらを9月11日、明日からですがおよそ2ヵ月設けております。
次の次の定例総会の直前、11月8日までの2ヵ月間設けております。
その後確認結果をもとに遊休農地確認リストを提出していただきます。
こちらを11月11日の定例総会までに提出をお願いいたします。
その後そのリストをもとに事務局による現地確認をおよそ一月かけて行います。
その確認結果をもとに12月10日の定例総会において、非農地判断を総会の方で審議していただくというスケジュールです。
その後非農地通知を12月中に発送する予定としております。
委員のみなさまによる現地確認について詳しく申し上げます。
今、お手元到大判の図面をお配りさせていただいております。
こちらに赤い線で囲っておりますものが農地台帳上、把握しておりますいわゆる農地でございます。
田も畑もございます。特に田畑の区分は明示しておりません。

お手元がない方が数名いらっしゃるかと思います。磯田さんと会長、松川さんがお手元がないかと思います。地区の方を先に申し上げますと大字宇野につきまして坪根農業委員さんと水嶋推進委員さんに、半分ずつ受け持っていただきたいという事で、双方に同じ図面をお配りしております。

お二人で、どこで担当を分けるか決めていただきたいと思います。

宇野については一枚でしたので、それぞれ同じものを配っております。

熊谷農業委員と磯田推進委員さん、土佐井地区につきましてお願いをさせていただく割り当て案としております。土佐井地区につきましては図面が4枚となっております。

これをお二人でどう受け持つか決めていただいて、今、熊谷委員さんの方に4枚お配りしておりますので、お二人で分担を決めていただきたいと思います。

それから東上についてですが、松川推進委員さん、谷上推進委員さん、東上については図面が4枚となっております。これをお二人で割り振りをさせていただきまして、こちらは松川さん、ここについては谷上さんという事で決めていただければと思います。

もう一組、宮本会長と久元農業委員さん、下唐原は図面が全部で4枚となっております。

これをお二人で割り当てを分担していただいて、2枚ずつとか、そこはお二人で調整をお願いをしたいと思います。

少し説明を続けさせていただきます。

配布した図面を参考に、ご担当地区の農地の現況2ヵ月の間にご確認いただきまして、耕作の再開が難しいと思われた農地について、資料3枚目のリストにご記入いただき、事務局に提出してください。

こちらにつきましては、記入例を最上段に付けておりますが、地番はお手元の図面の方でご確認いただきたいと思います。

分からない場合は、事務局におっしゃっていただいたり、図面の方に印を付けていただきましたらわかりますので、そちらでの整理をお願いします。

こちらの提出について、11月11日の定例総会を締め切りとさせていただきます。

耕作の再開が難しいと委員の皆様が思われた農地について記入していただくのですが、判断基準は農業委員会業務必携の32、33ページをお開きください。

資料の方にもカラーコピーしたものをお付けしております。

ここに出ております農地の写真、これらはいずれも耕作の再開が可能とされる農地の写真です。

委員の皆様から見てこれよりも荒れている、これよりちょっと酷いという農地についてリストの方へご記入をお願いします。

お手元の資料に出ております農地の写真はいずれも耕作の再開が可能と判断される農地の例でございますので、これよりも悪いという農地についてリストの方へ記入をお願いします。

基準ですけれども、すでに森林と言えるほど木が繁茂している、もしくは森林というほどではないけれども、農地の立地が非常に耕作しづらい斜面であるとか法面にあるなど、状況からみて、そこを農地として復元しても、今後継続して利用することが見込めない農地、こちらについても今回の

リストの方へ挙げてください。

今回お配りしております図面の航空写真は、昨年10月に撮影したものです。

毎年撮影ということではなくて、たまたま更新の時期でしたので、時期としては近い写真です。

圃場整備されている農地等で、写真から見ても明らかにここは大丈夫で、そばを通ってみて荒れてはいない、作付けされている、今年は作っていないという程度だ、という状況であれば大丈夫とお考え下さい。むしろその写真の中で、明らかに今はやもう藪ではないかとか、あるいは果樹等が生えている場合に森なのか果樹なのか分からないところなど特に気を付けて見ていただきますと、2ヵ月ではございますが、スムーズに見ていただけるのではないかと考えております。

スケジュール等含め農地パトロールの進め方について以上のように提案をさせていただきます。

議 長 委員の皆さんから何かこの件につきましてご意見ご質問ございませんか。

議 長 今までの農地パトロールとやり方は全然違うようですね。

以前は地区ごとに集まって行っていたのが、今回はそれぞれが見てまわるということですね。

事務局 昨年まで地区の委員さん、最低でも3名以上の方で集まっていただきまして、事務局同行のうで現地に行って写真を撮って判断をしておりました。

今おっしゃられたのが、今年はそのやり方とは違うというか、というご質問と理解しております。おっしゃる通りです。今年度はまず委員の皆様で現地を確認をいただいて、先ほどの基準で耕作の再開が難しい農地と思われた農地について一覧で出していただきまして、その後事務局が現地の確認をして写真を撮ってきます。その写真を基に総会の方へ提案をさせていただき非農地判断をしていただきという進め方です。

議 長 いいですね。これだと委員の人が最初に現地を見に行き、それを報告書を出すということです。

水嶋委員 いいですか。この地図を見ると番地がところどころ分からない箇所があります。

事務局 番地が見えづらい箇所があるとは思いますが。現地を確認するための資料としての地図をこれ以上大きくなりますと枚数がかかなりの数になってしまいますので、ご自身の方を見ていただく範囲をこちらで確認していただいて、場合によっては地図の方にしるしを付けて示していただきましたら、それを基に事務局の方で地番を特定します。

議 長 他に何かございませんか。

古原委員 前の写真ということですが、実際もう家が建っているところはそこも書き出しますか。

事務局 必要ありません。昨年の10月の撮影ですので、何件かは転用許可が済んでいるので、そういったところは除外してください。

古原委員 もう1点、その圃場に砂利とか入れて埋めているところがあれば、書き出す必要がありますか。

事務局長 その場合は情報を教えてください。
今農地であれば良くないので、その辺は確認のためにあげてください。

議 長 他にありませんか。よろしいですか。

磯田委員 確認ですけど、我々地域の委員が巡回するということですね。

事務局 まずは2ヵ月の間に委員の皆様でご確認をいただいて、ここはもう耕作の再開が不可能と思われるほど荒れているという農地について、一覽で事務局の方へご提出をしていただくという計画です。
その後事務局が、実際現地の写真を撮って確認して、12月に議案として提出します。
また、図面ですけれども、個別にここの部分の拡大が欲しい、とおっしゃっていただきましたらその都度対応させていただきます。

議 長 非農用地設定しているところは番地が消えていますか。

事務局 明らかに圃場整備した農地で赤い線が入っていないというところがあると思います。
それは地区が受持ち地区ではないところです。
受持ちの方のほうの図面は赤で線が入っております。
地区ごとで出していますのでそういうことになっています。

議 長 あと他に何かございませんか。よろしいですか。

事務局 リストですが、今回お付けしております案をご利用いただく、もしくは事務局の方へ何枚かあらかじめ持っておきたい言っていただけましたら、すぐにお渡しいたします。
あと、先ほど申し上げましたとおり、宇野は既に坪根さん、水嶋さんに地図を1枚ずつお渡ししておりますので受け持ちの線だけお互いで決めてください。
熊谷委員さんと、磯田委員さんで4枚の図面の分担をお二人で決めていただきますようお願いいたします。
松川委員さん、谷上委員さんもお二人で受け持ちを決めてくださいますようお願いいたします。

会長と久元さんも分担決めをお願いをいたします。

では、農地パトロールにつきましては以上でございます。

活動記録簿の提出につきましても、日頃からの農地の見回りをした際に記入していただきますようお願いいたします。月に10日を目安に実施して記録していただいて、定例総会の時に提出していただきますようお願いいたします。

来月の定例総会でございますが、10月10日木曜日でございます。

以上、事務局からのお知らせを終わります。

議 長 他に皆さんからございませんか。

磯田委員 転作の現地確認をしているので、田の状態が分かっているはずですが。

永年休耕になってたりとかありますけども、農業委員と推進委員だけだとすれば、なかなか大変だと思います。添削の現地確認の地区担当がいますが、協力を仰げるような体制は考えていませんか。

事務局 農地の利用状況調査というのが、農業委員会の委員の皆さまの業務として規定をされております。それですべて見ていただくという基本的には現地を確認いただくという必要がございます。磯田さんおっしゃいますとおり、転作確認に事務局も担当持って出たりもしておりますが、それで確認しているところもございます。

今年度につきましては、まだ転作のデータの方で既に確認済みのものを省くとかそれができれば一番省略化になるとかおっしゃりたいことは重々わかるんですけどもそこを反映させてというところまで行っておりません。先々、今後来年度とかにつきましては他の業務でも確認済のところを上手に記録としてですね取り込んでいって残りのここについて確認ということがとれれば確かに一番効率がいいと思います。

すいません、今年度につきましてはそこまで対応が出来ておりませんが、それは今後検討させていただこうと思いますので、それをお願いをいたします。

議 長 他に何かございませんか。よろしいですか。

それではこれで9月期定例総会を終了いたします。

ありがとうございました。

令和6年9月10日 午前9時30分閉会